

身体的拘束等の適正化について

1. 身体拘束とは

身体拘束とは、「**本人の行動の自由を拘束すること**」です。

身体拘束は、本人の行動を、当人以外の者が制限することことであり、当然してはいけないことです。

緊急やむを得ない場合であっても、当人以外の者が、本人に対して非常に強い権限を行使する重みを理解し、**本人の尊厳を守るために、適正な手続きを極めて慎重に行う必要があります。**

「身体的拘束等」とは、介護保険法に基づいた運営基準上、「身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」であり、入所者（利用者）の「生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き」行ってはならず、原則として禁止されています。

身体的拘束等の適正化について

▼身体拘束廃止・防止の対象となる具体的な行為（例）

- ① 一人歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを綱(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手装等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月厚生労働省）より抜粋

※上記はあくまでも例示であり、他にも身体拘束に該当する行為があることに注意が必要です。

身体的拘束等の適正化について

身体拘束に該当する行為か判断する上でのポイントは、「**本人の行動の自由を制限しているかどうか**」です。

大切なのは、本人に向き合い、**アセスメントを十分に行い**、施設・事業所の組織および本人・関係者等で**協議し**、**身体拘束廃止・防止に向けた取り組みを定期的に見直し**、**改善していくこと**です。

2. 緊急やむを得ない場合の三つの要件

身体拘束は、本人の行動を、当人以外の者が制限することであり、当然してはならないことです。

運営基準上、「**当該入所者(利用者)又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合**」の適正な手続きを経た身体的拘束等は認められています。この適正な手続きは、あくまでも「**本人の尊厳を守るため**」に行うものです。

適正な手続きとは、「**切迫性**」「**非代替性**」「**一時性**」の三つの要件を満たすかどうかを組織等で話し合い、かつ、それらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うことです。

身体的拘束等の適正化について

切迫性

本人または他の入所者（利用者）等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

「本人の尊厳を守るため」の 緊急やむを得ない場合 の三つの要件

非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと

一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

身体的拘束等の適正化について

3. 身体拘束廃止未実施減算

1) 対象サービス

(地域密着型) 特定施設入居者生活介護、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護、(地域密着型) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護※、短期入所療養介護※、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護※、看護小規模多機能型居宅介護※

※令和7年3月31まで経過措置あり

2) 単位数

所定単位数の100分の10に相当する単位を減算

※短期入所系・多機能系サービスは所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

3) 算定要件等

以下の措置が講じられていない場合

- ①身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- ③身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上及び新規採用時）に実施すること。

身体的拘束等の適正化について

① 「緊急やむを得ない場合」とは、「**切迫性**」「**非代替性**」「**一時性**」の3要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施される場合です。

○**切迫性** …利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

○**非代替性**…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

○**一時性** …身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

- ②
- ・ 委員会の構成  施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員等
 - ・ 構成メンバーの責務、役割分担を明確にする
 - ・ 専任の担当者を決めておく
 - ・ 責任者は、ケア全般の責任者が望ましい
 - ・ 第三者、専門家（精神科専門医等）を活用することが望ましい

身体的拘束等の適正化について

- ③ 身体拘束等の適正化のための指針には以下の **7項目** を盛り込んでください
1. 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
 2. 身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
 3. 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
 4. 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
 5. 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
 6. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
 7. その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針
- ④
- ・ 指針に基づいた研修プログラムを作成し、**定期的な教育（年2回以上）** を実施する
 - ・ **新規採用時**には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施する
 - ・ 研修の実施内容についても **記録する**
 - ・ 研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない